

第十三回「竹島の日」記念式典における挨拶

第十三回「竹島の日」記念式典の開催に当たり、主催者である島根県、島根県議会、そして「竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議」をはじめとする関係者の皆様が、二月二十二日を「竹島の日」とし、これまで一貫して竹島問題の解決に向けて御尽力されていることに、心から敬意を表します。

国際法上も、歴史的事実にも照らしても、竹島は明らかに我が国固有の領土であり、六十年以上にわたり、韓国に不法占拠されている現状は、極めて遺憾です。竹島問題の解決は、我が国の主権に関わる大変重要な課題です。

政府としては、この問題に関し、国際法にのっとり、冷静かつ平和的に紛争を解決する考えです。一朝一夕に解決する問題ではありませんが、韓国側に対しては、受け入れられないものは受け入れられないとしっかり伝え、大局的な観点に立って、粘り強く対応していきます。

平成十七年に竹島の日条例が可決された時、私は山陰地方で新聞記者をしていました。竹島を巡る歴史も取材し、地元の皆さんがどういう思いを抱いて条例提案に至ったかを知りました。当時は、この式典に私が政府代表で出席することになるとは思いもしませんでした。あれから十三年が経ちましたが、今も韓国による不法占拠が続いていることに、政府の一員として忸怩たる思いです。

しかしながら、安倍内閣は、歴代内閣で初めて領土問題担当の大臣を置きました。現在は江崎鐵磨大臣のもとで関係府省庁が連携して、領土・主権に関する我が国の立場についての正確な理解が浸透していくよう、内外発信を強化しています。

竹島が我が国の固有の領土であることは、昨年度、小・中学校の学習指導要領に明記されましたが、高等学校に関しても今年度中の改訂が予定されている学習指導要領に記載される見込みです。

昨年十月には、新しい学習指導要領に基づく領土教育の充実に向け、全国から小・中学校の先生方をお招きし、領土・主権に関する教員等セミナーを開催しました。加えて、初めて、島根県以外の中学校において研究授業を実施しました。

竹島に関する資料調査事業も四年目となりました。隠岐の島町及び島根県の隠

岐支庁の全面的な御協力をいただき、四年目にして初めて、有識者による研究委員会を隠岐の島で開催することができました。池田町長にも御出席いただき、島前、島後の漁師たちによる戦前の竹島での漁撈活動の実態やサンフランシスコ平和条約の作成過程における連合国、とりわけ英国と米国の竹島に関する認識を示す資料などについて議論を深めました。

私としても、昨年夏に領土問題担当の大臣政務官に就任した後、翌月に、島根県に伺い、松江市や隠岐の島で地元のみなさまの竹島に対する思いを聞かせていただきました。その際、隠岐諸島をはじめとした特定有人国境離島で実施しているフェリーや空路の運賃低廉化については、島民は対象ですが、観光客は対象ではないことから、本土の人が島に足を運びやすくなる環境をつくるべきだというお話もいただきました。「島を守っていくためには、本土の人に島のことをもっと知ってもらわなければいけない」と仰っていました。そうした声を少しでも形にしたいという思いで、平成三十年度予算案では、地域が連携して提供する体験メニューを利用する観光客などを対象に、乗船券・航空券を島民並の割引運賃で購入できる仕組みを盛り込みました。

また、先月には、東京・日比谷に、竹島や尖閣諸島に関する資料を展示する「領土・主権展示館」を開館いたしました。竹島が我が国固有の領土であることを示す歴史的資料や人々の営みを示す資料は国内外に存在していますが、この展示館は、これらの資料をまとめて紹介する国の初めての施設であり、内外発信の拠点になるものと認識しています。

隠岐の島の漁師であった八幡伊三郎氏が竹島に出漁した時の様子を記した日誌をはじめ、地元の皆様の御協力により収集された竹島に関する貴重な資料を展示しています。資料の一部は、開催中の島根県竹島資料室の特別展においても紹介されていますので御覧いただければと思います。また、一昨日より、国立公文書館において、竹島に関する所蔵資料展が開催されています。ぜひ多くの方々に御来館いただきたいと思います。

我が国の領土である竹島の問題は、政府、地元の皆様のみならず、国民全体で力を合わせて対処しなければならない基本的な課題です。しかしながら、昨年世論調査では、竹島の認知度は高いものの、知る機会や考える機会がなかったなどの理由により、関心がない方が一定程度いるという結果も出ています。これらの結果も踏まえ、今後とも、これまで以上に地元の皆様と連携しながら、日本の立場や主張に対する正確な理解が浸透していくよう、内外発信に努めて参りま

す。

島根県をはじめ関係者の皆様におかれては、引き続き力強い御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。私の御挨拶とさせていただきます。

平成三十年二月二十二日
内閣府大臣政務官 山下 雄平